

3. 会津若松市物価高騰等対策事業者支援金について

(1) 目的

物価高騰等の影響を受ける市内事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

(2) 対象

- ①令和5年4月30日以前に市内に事業所を持つ中小企業又は個人事業主で、今後も事業継続の予定であること。
- ②中小企業信用保険法の対象となること。

(3) 支援金の額

- ①法人 5万円
- ②個人 3万円

※市内で複数店舗を経営している場合でも、店舗数ではなく、1事業者あたりの交付となります。

(4) 申請方法

- ①市ホームページから申請書をダウンロード
※郵送を希望の場合にはコールセンターにお電話ください。
- ②必要書類と合わせて支援金事務局へ郵送

(5) 受付期間

令和5年9月1日（金）から12月21日（木）（当日消印有効）

(6) 問合せ

支援金コールセンター 0570-03-1230（平日のみ9：00～17：00）
〒965-0052

会津若松市町北町始宮前125 シゲキ会津インタービル1階
会津若松市物価高騰等対策事業者支援金事務局